

○ 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）

（附則第四十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

		改正案		現行	
	文書名	作成者		文書名	作成者
(略)	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号） 第二条第二項第七号（定義）に規定する生計 困難者に対して無利子又は低利で資金を融通 する事業による貸付金に関する文書	(略)	社会福祉法人その他 当該資金を融通する 者又は当該資金の融 通を受ける者	(略)	社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五 号）第二条第二項第六号（定義）に規定する 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を 融通する事業による貸付金に関する文書
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)